改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則
平成12年12月1日規則第128号	平成12年12月1日規則第128号
(排水指定物質)	(排水指定物質)
第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げ	第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げ
る物質とする。	る物質とする。
(1) カドミウム及びその化合物	(1) カドミウム及びその化合物
(2) シアン化合物	(2) シアン化合物
(3) 有機燐(りん) 化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェ	(3) 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェ
イト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチ	イト(以下「パラチオン」という。)、ジメチルパラニトロフェニルチ
オホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチ	オホスフェイト(以下「メチルパラチオン」という。)、ジメチルエチ
ルメルカプトエチルチオホスフェイト(以下「メチルジメトン」という。)	ルメルカプトエチルチオホスフェイト (以下「メチルジメトン」という。)
及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「E	及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(以下「E
PN」という。)に限る。以下同じ。)	PN」という。)に限る。以下同じ。)
(4) 鉛及びその化合物	(4) 鉛及びその化合物
(5) 六価クロム化合物	(5) 六価クロム化合物
(6) 砒(ひ)素及びその化合物	(6) 砒(ひ)素及びその化合物
(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
(8) ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」という。)	(8) ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)
(9) トリクロロエチレン	(9) トリクロロエチレン
(10) テトラクロロエチレン	(10) テトラクロロエチレン
(11) ジクロロメタン	(11) ジクロロメタン
(12) 四塩化炭素	(12) 四塩化炭素
(13) 1、2-ジクロロエタン	(13) 1、2-ジクロロエタン
(14) 1、1一ジクロロエチレン	(14) 1、1一ジクロロエチレン
(15) 1,2-ジクロロエチレン	(15) 1,2-ジクロロエチレン
(16) 1、1、1ートリクロロエタン	(16) 1、1、1-トリクロロエタン

(17) 1、1、2ートリクロロエタン (18) 1、3ージクロロブロペン (19) テトラメチルチウラムジスルフイド (以下「チウラム」という。) (20) 2ークロロー4、6ービス(エチルアミノ)ーsートリアジン(以下「チウラム」という。) (21) Sー4ークロロペンジル=N、Nージエチルチオカルバマート(以下「チオペンカルブ」という。) (21) Sー4ークロロペンジル=N、Nージエチルチオカルバマート(以下「チオペンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロエチレン(別名塩化ビニルマは塩化ビニルモノマー) (28) 1、4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 綱及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) 亜鉛及びその化合物 (38) 鉄及びその化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) フェノール類 (31) 郷及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 鉄皮びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (30) クロム及びその化合物 (31) 雑食びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 大のでの化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 大のよびその化合物 (39) クロム及びその化合物 (30) クロム及びその化合物 (31) 対象でその化合物 (32) 亜鉛をびその化合物 (33) 大のどの化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 大のよびその化合物 (39) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (30) クロム及びその化合物 (31) 対象でその化合物 (32) 亜鉛をびその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (30) クロム及びその化合物 (31) 対象でをの化合物 (32) 亜鉛をびその化合物 (33) 大のでのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとのとの	改正後	改正前
(18) 1、3 - ジクロロプロペン (19) テトラメチルチウラムジスルフイド (以下「チウラム」という。) (20) 2 - クロロー4、6 - ビス (エチルアミノ) ー s ー トリアジン (以下「チウラム」という。) (21) S - 4 - クロロペンジル=N、Nージエチルチオカルバマート (以下「チオペンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4-ジオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 網及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) 亜鉛及びその化合物 (38) 鉄及びその化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) サーランで、アンモニウム化合物 (31) 郷及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) 亜鉛皮での化合物 (38) 生薬調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (35) 行うものとする。 (36) エッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。		
(19) テトラメチルチウラムジスルフイド (以下「チウラム」という。) (20) 2 — クロロー4、6 — ビス (エチルアミノ) — s — トリアジン (以下「シマジン」という。) (21) S — 4 — クロロベンジル=N、N — ジエチルチオカルバマート (以下「チオペンカルブ」という。) (22) ペンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4 — ジオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 鍼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロムを変えの化合物 (38) 無数での化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) フェノール類 (31) がなびその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 無数での化合物 (39) 世紀のでの化合物 (30) フェノール類 (31) がなびその化合物 (32) 世紀のでの化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 無数での化合物 (39) での化合物 (39) での化合物 (30) での化合物 (31) 無数での化合物 (32) 世紀のでの化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) ボッガン及びその化合物 (39) での化合物 (39) での化合物 (39) での化合物 (39) での化合物 (30) での化合物 (31) が解性のものに限る。) (32) でがたる他合物 (33) がよびでの化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。		
(20) 2ークロロー4、6ービス (エチルアミノ) ー s ートリアジン (以下「シマジン」という。) (21) Sー4ークロロベンジル=N、Nージエチルチオカルバマート (以下「チオペンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニルマは塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 鰯及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) 重鉛及びその化合物 (38) からでの化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) エックル及びその化合物 (31) がないでの化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) エッケル及びその化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) エッケル及びその化合物 (31) 郷及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) エッケル及びその化合物 (39) 変異などの化合物 (31) 郷及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 大のでのから物 (39) クロムのよびによりに関る。) (30) フェノール類 (30)		
下「シマジン」という。) (21) Sー4ークロロベンジル=N、Nージエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びでの化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びでの化合物 (38) がない合物 (39) 世部及びその化合物 (30) フェノール類 (31) 細及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) がないその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) かりないぞの化合物 (39) かりないぞの化合物 (31) 細及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) がないぞの化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びでの化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (14) 第重等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。		
(21) S-4-クロロペンジル=N、Nージエチルチオカルバマート(以下「チオベンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4-ジオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) 生状腺調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (21) S-4-クロロペンジル=N、Nージエチルチオカルバマート 下「チオベンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4-ジオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (14) 実調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めることのにより行うものとする。		
下「チオペンカルブ」という。) (22) ベンゼン (23) セレン及びその化合物 (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (17) クロム及びその化合物 (18) (深解性のものに限る。) (18) (次のよびでの化合物 (18) (次のよびでのよびでのよびでのよびでのよびでのよびでのよびでのよびでのよびでのよびで		
(22) ベンゼン       (23) セレン及びその化合物       (23) セレン及びその化合物         (24) ほう素及びその化合物       (24) ほう素及びその化合物         (25) ふっ素及びその化合物       (25) ふっ素及びその化合物         (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物       (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物         (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物         (28) 1,4ージオキサン       (29) ダイオキシン類         (30) フェノール類       (30) フェノール類         (31) 銅及びその化合物       (32) 亜鉛及びその化合物         (32) 亜鉛及びその化合物       (32) 亜鉛及びその化合物         (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)       (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)         (35) クロム及びその化合物       (36) ニッケル及びその化合物         (36) ニッケル及びその化合物       (36) ニッケル及びその化合物         (土壌調査等の実施等)       (土壌調査等の実施等)         第70条 条例第81条第 2 項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	•	•
(23) セレン及びその化合物       (23) セレン及びその化合物         (24) ほう素及びその化合物       (24) ほう素及びその化合物         (25) ふっ素及びその化合物       (25) ふっ素及びその化合物         (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物       (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物         (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)       (28) 1,4ージオキサン         (29) ダイオキシン類       (29) ダイオキシン類         (30) フェノール類       (30) フェノール類         (31) 銅及びその化合物       (32) 亜鉛及びその化合物         (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)       (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)         (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)       (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)         (36) ニッケル及びその化合物       (36) ニッケル及びその化合物         (12) 延れビニルモノマー       (29) ダイオキシン類         (30) フェノール類       (30) フェノール類         (31) 銅及びその化合物       (32) 亜鉛及びその化合物         (33) 鉄及びその化合物       (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)         (35) クロム及びその化合物       (36) ニッケル及びその化合物         (土壌調査等の実施等)       (土壌調査等の実施等)         第70条 条例第81条第 2 項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこあにより行うものとする。         ろにより行うものとする。	1	
(24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) ニッケル及びその化合物 (39) 亜鉛及びその化合物 (30) フェノール類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) ニッケル及びその化合物 (39) 生部及びその化合物 (39) 産部及びその化合物 (30) フェノール類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (15) クロム及びその化合物 (15) クロム及びその化合物 (16) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、(26) アンモニア、アンモニア、アンモニウム化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (1生壌調査等の実施等) (1生壌調査等の実施等) (1生壌調査等の実施等) (1生壌調査等の実施等) (1生壌調査等の実施等) (24) ほう素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、(26) アンモニア、アンモニア、アンモニア、アンモニウム化合物、(26) アンモニア、アンモニア、アンモニウム化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (30) フェノール類 (31) 鋼及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (14実調査等の実施等) (14実調査等の実施等)	(22) ベンゼン	(22) ベンゼン
(25) ふっ素及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (17) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (34) マンガン及びその化合物 (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (17) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (14 壊調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	(23) セレン及びその化合物	(23) セレン及びその化合物
(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (36) ニッケル及びその化合物 (37) クロム及びその化合物 (38) 生の (38) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (39) クロム及びその化合物 (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (26) ニッケル及びその化合物 (26) ニッケル及びその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (26) ニッケル及びその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキリン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (26) エッカン及びその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキリン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (26) マンガン及びその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキリン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキリン (29) ダイオキシン 類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (27) 延齢のよびその化合物 (27) 塩化ビニルモノマー (28) 1,4ージオキリン (29) ダイオキシン 類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (27) 亜鉛及びその化合物 (27) 亜鉛及びその化合物 (27) 亜鉛及びその化合物 (27) エディン及びその化合物 (27) エディンのよびその化合物 (27) エディンのよびをはないなどのよびをはないないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのよびをはないなどのないなどのないなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどの	(24) ほう素及びその化合物	(24) ほう素及びその化合物
(27) <u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u> (28) 1,4ージオキサン (29) ダイオキシン類 (30) フェノール類 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (17) クロム及びその化合物 (18) クロム及びその化合物	(25) ふっ素及びその化合物	(25) ふっ素及びその化合物
(28) 1,4ージオキサン(28) 1,4ージオキサン(29) ダイオキシン類(29) ダイオキシン類(30) フェノール類(30) フェノール類(31) 銅及びその化合物(31) 銅及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(35) クロム及びその化合物(35) クロム及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(土壌調査等の実施等)(土壌調査等の実施等)第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。あにより行うものとする。	(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
(29) ダイオキシン類(29) ダイオキシン類(30) フェノール類(30) フェノール類(31) 銅及びその化合物(31) 銅及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(35) クロム及びその化合物(35) クロム及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(土壌調査等の実施等)(土壌調査等の実施等)第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	(27) クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	(27) <u>塩化ビニルモノマー</u>
(30) フェノール類(30) フェノール類(31) 銅及びその化合物(31) 銅及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(32) 亜鉛及びその化合物(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)(35) クロム及びその化合物(35) クロム及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(36) ニッケル及びその化合物(土壌調査等の実施等)(土壌調査等の実施等)第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるろにより行うものとする。	(28) 1,4-ジオキサン	(28) 1,4-ジオキサン
(31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (31) 銅及びその化合物 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	(29) ダイオキシン類	(29) ダイオキシン類
(32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (32) 亜鉛及びその化合物 (33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	(30) フェノール類	(30) フェノール類
(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。 (33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。) (34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。	(31) 銅及びその化合物	(31) 銅及びその化合物
(34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。 (34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。) (35) クロム及びその化合物 (土壌調査等の実施等) (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。	(32) 亜鉛及びその化合物	(32) 亜鉛及びその化合物
(35) クロム及びその化合物 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。 (35) クロム及びその化合物 (土壌調査等の実施等) (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ るにより行うものとする。	(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)	(33) 鉄及びその化合物(溶解性のものに限る。)
(36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。 (36) ニッケル及びその化合物 (土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ ろにより行うものとする。	(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)	(34) マンガン及びその化合物(溶解性のものに限る。)
(土壌調査等の実施等) 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定める るにより行うものとする。	(35) クロム及びその化合物	(35) クロム及びその化合物
第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定める ろにより行うものとする。 ろにより行うものとする。	(36) ニッケル及びその化合物	(36) ニッケル及びその化合物
ろにより行うものとする。 ろにより行うものとする。	(土壌調査等の実施等)	(土壌調査等の実施等)
ろにより行うものとする。 ろにより行うものとする。	第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ	 第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるとこ
(1) HANDA - MAN - A COMPAN - A CO		
査(以下「詳細調査」という。)を実施すること。		
ア表層土壌調査		

- 改正後
- (ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質(以下「重金属等」という。)については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壌の汚染のおそれが明らかにないと認められる場合を除く。
- (イ) 第43条第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げる物質 (以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壌ガス調査 を実施し、揮発性有機化合物による土壌の汚染のおそれの有無を確 認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発性有機化合物 による土壌の汚染のおそれが明らかにないと認められる場合を除 く。

#### イ ボーリング調査

表層土壌調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染若しくはそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下層の土壌に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認められたときは、ボーリング調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により下層の土壌の特定有害物質等による汚染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。

### ウ 地下水調査

資料等調査、表層土壌調査及びボーリング調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたとき、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認められたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。

(2) 前条第2項第2号に規定する機会にあっては、表層土壌調査又はボーリング調査によるほか、搬出する土壌について第71条に規定する土壌 汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認する調査(以下これら

- (ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質(以下「重金属等」という。)については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壌の汚染のおそれが明らかにないと認められる場合を除く。
- (イ) 第43条第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質(以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壌ガス調査を実施し、揮発性有機化合物による土壌の汚染のおそれの有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発性有機化合物による土壌の汚染のおそれが明らかにないと認められる場合を除く。

#### イ ボーリング調査

表層土壌調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染若しくはそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下層の土壌に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認められたときは、ボーリング調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により下層の土壌の特定有害物質等による汚染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。

## ウ 地下水調査

資料等調査、表層土壌調査及びボーリング調査の結果、特定有害物質等による土壌の汚染が地下水の水面の変動の範囲にあると認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたとき、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認められたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。

(2) 前条第2項第2号に規定する機会にあっては、表層土壌調査又はボーリング調査によるほか、搬出する土壌について第71条に規定する土壌 汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認する調査(以下これら

改正後	改正前
を「搬出土壌調査」という。) を実施すること。	を「搬出土壌調査」という。) を実施すること。
(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。	(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。
(4) 前3号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施するこ	(4) 前3号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施するこ
と。	と。
2 条例第81条第2項に規定する書面は、次に定めるところによる。	2 条例第81条第2項に規定する書面は、次に定めるところによる。
(1) 前項第1号に掲げる調査の結果にあっては、土壌調査等(詳細調査)	(1) 前項第1号に掲げる調査の結果にあっては、土壌調査等(詳細調査)
結果報告書(第28号様式)とする。	結果報告書(第28号様式)とする。
(2) 前項第2号に掲げる調査の結果にあっては、土壌調査等(搬出土壌	(2) 前項第2号に掲げる調査の結果にあっては、土壌調査等(搬出土壌
調査) 結果報告書(第29号様式)とする。	調査) 結果報告書 (第29号様式) とする。
(特定化学物質の排出管理)	(特定化学物質の排出管理)
第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製	第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製
造し、使用し、保管し、又は処理する事業所(常時使用する従業員の数が	造し、使用し、保管し、又は処理する事業所(常時使用する従業員の数が
20人以下の事業所を除く。)とする。	20人以下の事業所を除く。)とする。
2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質	2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質
とする。	とする。
(1) 亜鉛の水溶性化合物	(1) 亜鉛の水溶性化合物
(2) アクリルアミド	(2) アクリルアミド
(3) アクリル酸	(3) アクリル酸
(4) アクリル酸エチル	(4) アクリル酸エチル
(5) アクリロニトリル	(5) アクリロニトリル
(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)
(7) 2-アミノエタノール	(7) 2-アミノエタノール
(8) アリルアルコール	(8) アリルアルコール
(9) アルシン	(9) アルシン
(10) アンチモン及びその化合物	(10) アンチモン及びその化合物

(12)  $4 \times 4$   $^{\prime}$   $^{\prime}$ 

(11) イソプレン

(11) イソプレン

改正後			改正前		
(14)	エチレンオキシド	(14)	エチレンオキシド		
(15)	エチレングリコールモノエチルエーテル	(15)	エチレングリコールモノエチルエーテル		
(16)	エピクロロヒドリン	(16)	エピクロロヒドリン		
(17)	1、2一エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	(17)	1、2―エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)		
(18)	塩化水素	(18)	塩化水素		
(19)	塩化チタン	(19)	塩化チタン		
(20)	塩化パラフィン	(20)	塩化パラフィン		
(21)	塩素	(21)	塩素		
(22)	キシレン	(22)	キシレン		
(23)	クロム及び三価クロム化合物	(23)	クロム及び三価クロム化合物		
(24)	六価クロム化合物	(24)	六価クロム化合物		
(25)	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	(25)	クロロエチレン (別名塩化ビニル)		
(26)	クロロプレン	(26)	クロロプレン		
(27)	クロロホルム	(27)	クロロホルム		
(28)	クロロメタン(別名塩化メチル)	(28)	クロロメタン(別名塩化メチル)		
(29)	五酸化バナジウム	(29)	五酸化バナジウム		
(30)	酢酸ビニル	(30)	酢酸ビニル		
(31)	三塩化ホウ素	(31)	三塩化ホウ素		
(32)	酸化チタン	(32)	酸化チタン		
(33)	三弗(ふつ)化窒素	(33)	三弗(ふつ)化窒素		
(34)	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	(34)	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		
(35)	1、2-ジクロロエタン	(35)	1、2一ジクロロエタン		
(36)	1、2-ジクロロプロパン	(36)	1、2一ジクロロプロパン		
(37)	オルト―ジクロロベンゼン	(37)	オルト―ジクロロベンゼン		
(38)	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	(38)	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)		
(39)	ジブチルヒドロキシトルエン	(39)	ジブチルヒドロキシトルエン		
(40)	ジメチルアミン	(40)	ジメチルアミン		
(41)	シラン	(41)	シラン		

	改正後		改正前
(42)	スチレン	(42)	スチレン
(43)	ダイオキシン類	(43)	ダイオキシン類
(44)	テトラクロロエチレン	(44)	テトラクロロエチレン
(45)	テトラヒドロフラン	(45)	テトラヒドロフラン
(46)	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	(46)	銅水溶性塩(錯塩を除く。)
(47)	トリエチルアルミニウム	(47)	トリエチルアルミニウム
(48)	1、1、1―トリクロロエタン	(48)	1、1、1―トリクロロエタン
(49)	1、1、2-トリクロロエタン	(49)	1、1、2-トリクロロエタン
(50)	トリクロロエチレン	(50)	トリクロロエチレン
(51)	トルエン	(51)	トルエン
(52)	鉛及びその化合物	(52)	鉛及びその化合物
(53)	ニッケル	(53)	ニッケル
(54)	ニッケル化合物	(54)	ニッケル化合物
(55)	パラーニトロアニリン	(55)	パラーニトロアニリン
(56)	ビスマス及びその化合物	(56)	ビスマス及びその化合物
(57)	ヒドラジン	(57)	ヒドラジン
(58)	1、3一ブタジエン	(58)	1、3一ブタジエン
(59)	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	(59)	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
(60)	弗(ふつ)化水素及びその水溶性塩	(60)	弗(ふつ)化水素及びその水溶性塩
(61)	ベリリウム及びその化合物	(61)	ベリリウム及びその化合物
(62)	ベンゼン	(62)	ベンゼン
(63)	ホルムアルデヒド	(63)	ホルムアルデヒド
(64)	マンガン及びその化合物	(64)	マンガン及びその化合物
(65)	その他市長が必要と認める物質	(65)	その他市長が必要と認める物質
3 条例	列第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす	3 条例	列第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。		る。	
(1)	特定化学物質の管理状況(条例第92条各号に掲げる事項に限る。)	(1)	特定化学物質の管理状況(条例第92条各号に掲げる事項に限る。)
(2)	特定化学物質の取扱状況	(2)	特定化学物質の取扱状況

#### 改正前 改正後 (3) 特定化学物質の排出量及び移動量 (3) 特定化学物質の排出量及び移動量 (4) その他市長が必要と認める事項 (4) その他市長が必要と認める事項 別表第14の2 (第51条関係) 別表第14の2 (第51条関係) 事故時の措置に係る物質 事故時の措置に係る物質 1 大気の汚染又は悪臭の原因となる物質 1 大気の汚染又は悪臭の原因となる物質 アクリロニトリル アクリロニトリル アクロレイン アクロレイン アセトアルデヒド アセトアルデヒド アンモニア アンモニア イソ吉草酸 イソ吉草酸 5 イソバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド イソブタノール イソブタノール イソブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド 8 一酸化炭素 一酸化炭素 9 10 塩素及び塩化水素 塩素及び塩化水素 10

黄燐(りん)

クロルスルホン酸

五塩化燐(りん)

三塩化燐(りん)

ジクロロメタン

脂肪族アミン化合物

キシレン

酢酸エチル

臭化メチル

臭素

13

14

15

16

19

20

カドミウム及びその化合物

シアン化合物(アクリロニトリルを除く。)

改正後			改正前		
23	硝酸	23	硝酸		
24	スチレン	24	スチレン		
25	ダイオキシン類	25	ダイオキシン類		
26	窒素酸化物	26	窒素酸化物		
27	テトラクロロエチレン	27	テトラクロロエチレン		
28	トリクロロエチレン	28	トリクロロエチレン		
29	トルエン	29	トルエン		
30	鉛及びその化合物	30	鉛及びその化合物		
31	二酸化硫黄	31	二酸化硫黄		
32	二酸化セレン	32	二酸化セレン		
33	ニッケルカルボニル	33	ニッケルカルボニル		
34	二硫化炭素	34	二硫化炭素		
35	二硫化メチル	35	二硫化メチル		
36	ノルマル吉草酸	36	ノルマル吉草酸		
37	ノルマルブチルアルデヒド	37	ノルマルブチルアルデヒド		
38	ノルマルバレルアルデヒド	38	ノルマルバレルアルデヒド		
39	ノルマル酪酸	39	ノルマル酪酸		
40	ピリジン	40	ピリジン		
41	フェノール類	41	フェノール類		
42	弗(ふつ)素及び弗(ふつ)化水素その他の弗(ふつ)素化合	42	弗(ふつ)素及び弗(ふつ)化水素その他の弗(ふつ)素化合		
	物		物		
43	プロピオンアルデヒド	43	プロピオンアルデヒド		
44	プロピオン酸	44	プロピオン酸		
45	ベンゼン	45	ベンゼン		
46	ホスゲン	46	ホスゲン		
47	ホルムアルデヒド	47	ホルムアルデヒド		
48	メタノール	48	メタノール		

改正後				改正前		
	49	メチルイソブチルケトン			49	メチルイソブチルケトン
	50	メルカプタン類			50	メルカプタン類
	51	硫化水素			51	硫化水素
	52	硫化メチル			52	硫化メチル
	53	硫酸(三酸化硫黄を含む。)			53	硫酸(三酸化硫黄を含む。)
	54	燐(りん)化水素			54	燐(りん)化水素
2	水質	の汚濁の原因となる物質		2	水質	ての汚濁の原因となる物質
	1	亜鉛及びその化合物			1	亜鉛及びその化合物
	2	アクリルアミド			2	アクリルアミド
	3	アクリル酸			3	アクリル酸
	4	アクリロニトリル			4	アクリロニトリル
	5	アルカリ性物質(水素イオン濃度(水素指数)が8.6を超えるも			5	アルカリ性物質(水素イオン濃度(水素指数)が8.6を超えるも
		のに限る。)				のに限る。)
	6	アルミニウム及びその化合物			6	アルミニウム及びその化合物
	7	アンチモン及びその化合物			7	アンチモン及びその化合物
	8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合			8	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合
		物				物
	9	エチル= $(Z)$ $-3$ $ [N$ $-$ ベンジル $-$ N $ [[メチル(1$ $-$			9	エチル= (Z) -3- [N-ベンジル-N- [ [メチル (1-
		メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ]				メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ]
		アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)				アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
	10	エピクロロヒドリン			10	エピクロロヒドリン
	11	塩化水素			11	塩化水素
	12	塩化チオニル			12	塩化チオニル
					<u>13</u>	塩化ビニルモノマー
	<u>13</u>	塩素酸及びその塩			<u>14</u>	塩素酸及びその塩
	<u>14</u>	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロー2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a ーヘキサヒ			<u>15</u>	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロー2, 3, 3 a, 4, 7, 7 a ーヘキサヒ
		ドロー4,7ーメタノー1Hーインデン(別名クロルデン)				ドロー4,7ーメタノー1Hーインデン (別名クロルデン)

	改正後		改正前		
<u>15</u>	過酸化水素	16	過酸化水素		
16	カドミウム及びその化合物	1	プログラング カドミウム及びその化合物		
<u>17</u>	キシレン	18	3 キシレン		
<u>18</u>	クロム及びその化合物	19	クロム及びその化合物		
19	クロルスルホン酸	20	クロルスルホン酸		
20	クロルピクリン	2	<u></u>		
21	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)				
22	クロロホルム	22	2 クロロホルム		
23	酢酸エチル	23	3 酢酸エチル		
24	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)	24	1 酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)		
25	次亜塩素酸ナトリウム	25	5 次亜塩素酸ナトリウム		
26	シアン化合物	20	5 シアン化合物		
27	四塩化炭素	27	7 四塩化炭素		
28	1,4-ジオキサン	28	3 1,4-ジオキサン		
29	1,2-ジクロロエタン	29	9 1,2-ジクロロエタン		
30	1,1-ジクロロエチレン	30	) 1,1-ジクロロエチレン		
31	1,2-ジクロロエチレン	3	1 1,2-ジクロロエチレン		
32	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベン	32	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル) ベン		
	ズアミド(別名プロピザミド)		ズアミド (別名プロピザミド)		
33	1,2-ジクロロプロパン	33	3 1,2-ジクロロプロパン		
34	1,3-ジクロロプロペン	34	1,3-ジクロロプロペン		
35	pージクロロベンゼン	38	5 p - ジクロロベンゼン		
36	ジクロロメタン	36	5 ジクロロメタン		
37	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名	37	7 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名		
	イソプロチオラン)		イソプロチオラン)		
38	シマジン	38	3 シマジン		
39	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト	39	) ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト		

改正後			改正前		
	(別名オキシデプロホス又はESP)		(別名オキシデプロホス又はESP)		
40	臭素	40	臭素		
41	臭素酸及びその塩	41	臭素酸及びその塩		
42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
43	水酸化カリウム	43	水酸化カリウム		
44	水酸化ナトリウム	44	水酸化ナトリウム		
45	スチレン	45	スチレン		
46	セレン及びその化合物	46	セレン及びその化合物		
47	ダイオキシン類	47	ダイオキシン類		
48	チウラム	48	チウラム		
49	チオベンカルブ	49	チオベンカルブ		
50	チオりん酸〇,〇一ジエチル一〇一(2-イソプロピルー6-	50	チオりん酸〇,〇一ジエチル一〇一(2-イソプロピルー6-		
	メチルー4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)		メチルー4ーピリミジニル) (別名ダイアジノン)		
51	チオりん酸〇,〇一ジエチル一〇一(3,5,6-トリクロロー2-	51	チオりん酸〇,〇一ジエチル一〇一(3,5,6-トリクロロー2-		
	ピリジル) (別名クロルピリホス)		ピリジル) (別名クロルピリホス)		
52	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソ	52	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソ		
	オキサゾリル)(別名イソキサチオン)		オキサゾリル)(別名イソキサチオン)		
53	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロ	53	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロ		
	フェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)		フェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)		
54	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプ	54	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル(別名イプ		
	ロベンホス又は I B P)		ロベンホス又は I B P)		
55	鉄及びその化合物	55	鉄及びその化合物		
56	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 <sup>3, 7</sup> ] デカン(別名へ	56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ]デカン(別名へ		
	キサメチレンテトラミン)		キサメチレンテトラミン)		
57	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はT	57	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はT		
	PN)		PN)		
58	テトラクロロエチレン	58	テトラクロロエチレン		

改正後			改正前		
59	銅及びその化合物	59	銅及びその化合物		
60	1,1,1-トリクロロエタン	60	1,1,1-トリクロロエタン		
61	1, 1, 2-トリクロロエタン	61	1,1,2-トリクロロエタン		
62	トリクロロエチレン	62	トリクロロエチレン		
63	トルエン	63	トルエン		
64	鉛及びその化合物	64	鉛及びその化合物		
65	ニッケル及びその化合物	65	ニッケル及びその化合物		
66	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別	66	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別		
	名クロルニトロフェン又はCNP)		名クロルニトロフェン又はCNP)		
67	二硫化炭素	67	二硫化炭素		
68	砒(ひ)素及びその化合物	68	砒(ひ)素及びその化合物		
69	ヒドラジン	69	ヒドラジン		
70	ヒドロキシルアミン	70	ヒドロキシルアミン		
71	フェノール類及びその塩類	71	フェノール類及びその塩類		
72	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	72	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)		
73	ふっ素及びその化合物	73	ふっ素及びその化合物		
74	ベンゼン	74	ベンゼン		
75	ほう素及びその化合物	75	ほう素及びその化合物		
76	ホスゲン	76	ホスゲン		
77	PCB	77	PCB		
78	ホルムアルデヒド	78	ホルムアルデヒド		
79	マンガン及びその化合物	79	マンガン及びその化合物		
80	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別	80	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル(別		
	名フェノブカルブ又はB PMC)		名フェノブカルブ又はBPMC)		
81	メチルーターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	81	メチルーターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)		
82	モリブデン及びその化合物	82	モリブデン及びその化合物		
83	有機燐(りん)化合物	83	有機燐(りん)化合物		

	改正後	
84	油類	
85	硫酸	
86	硫酸ジメチル	
87	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は	
	DDVP)	

# 別表第15 (第71条関係)

土壌汚染に関する基準

土壌汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
合物	カドミウムとして0.01	きカドミウムとして
	ミリグラム	150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されない	土壌1キログラムにつ
	こと。	き遊離シアンとして50
		ミリグラム
有機燐(りん)化合物	検液中に検出されない	
(パラチオン、メチル	こと。	
パラチオン、メチルジ		
メトン及びEPNに限		
る。)		
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	鉛として0.01ミリグラ	き鉛として150ミリグ
	<b>Д</b>	ラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	六価クロムとして0.05	き六価クロムとして
	ミリグラム	250ミリグラム
砒(ひ)素及びその化	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
合物	砒(ひ)素として0.01	き砒(ひ)素として150

	改正前		
84	油類		
85	硫酸		
86	硫酸ジメチル		
87	87 りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は		
	DDVP)		

# 別表第15 (第71条関係)

土壌汚染に関する基準

土壌汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
合物	カドミウムとして0.01	きカドミウムとして
	ミリグラム	150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されない	土壌1キログラムにつ
	こと。	き遊離シアンとして50
		ミリグラム
有機燐(りん)化合物	検液中に検出されない	
(パラチオン、メチル	こと。	
パラチオン、メチルジ		
メトン及びEPNに限		
る。)		
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	鉛として0.01ミリグラ	き鉛として150ミリグ
	<u>ل</u>	ラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	六価クロムとして0.05	き六価クロムとして
	ミリグラム	250ミリグラム
砒(ひ)素及びその化	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
合物	砒(ひ)素として0.01	き砒(ひ)素として150

改正後		
	ミリグラム	ミリグラム
水銀及びアルキル水銀	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
その他の水銀化合物	水銀として0.0005ミリ	き水銀として15ミリグ
	グラム	ラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されない	
	こと。	
РСВ	検液中に検出されない	
	こと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき	
	0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき	
	0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき	
	0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき	
	0.002ミリグラム	
1、2-ジクロロエタ	検液1リットルにつき	
ン	0.004ミリグラム	
1、1一ジクロロエチ	検液1リットルにつき	
レン	0.1ミリグラム	
シスー1、2-ジクロ	検液1リットルにつき	
ロエチレン	0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロ	検液1リットルにつき	
ロエタン	1ミリグラム	
1、1、2-トリクロ	検液1リットルにつき	
ロエタン	0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロ	検液1リットルにつき	

改正前		
	ミリグラム	ミリグラム
水銀及びアルキル水銀	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
その他の水銀化合物	水銀として0.0005ミリ	き水銀として15ミリグ
	グラム	ラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されない	
	こと。	
РСВ	検液中に検出されない	
	こと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき	
	0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき	
	0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき	
	0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき	
	0.002ミリグラム	
1、2-ジクロロエタ	検液1リットルにつき	
ン	0.004ミリグラム	
1、1-ジクロロエチ	検液1リットルにつき	
レン	0.1ミリグラム	
シスー1、2一ジクロ	検液1リットルにつき	
ロエチレン	0.04ミリグラム	
1、1、1-トリクロ	検液1リットルにつき	
ロエタン	1ミリグラム	
1、1、2-トリクロ	検液1リットルにつき	
ロエタン	0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロ	検液1リットルにつき	

	改正後	
ペン	0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつ	き
	0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつ	き
	0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつ	き
	0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつ	き
	0.01ミリグラム	
セレン及びそのイ	化合物 検液 1 リットルにつ	き土壌1キログラムにつ
	セレンとして0.01ミ	リきセレンとして150
	グラム	リグラム
ほう素及びその	化合物 検液1リットルにつ	き土壌1キログラムにつ
	ほう素として1ミリ	グきほう素として4,00
	ラム	ミリグラム
ふっ素及びその	化合物 検液 1 リットルにつ	き土壌1キログラムにつ
	ふっ素として0.8ミ	リきふっ素として4,00
	グラム	ミリグラム
クロロエチレン	(別名検液1リットルにつ	き
塩化ビニル又は	塩化ビ0.002ミリグラム	
ニルモノマー)		
ダイオキシン類		土壌1グラムにつき
		イオキシン類として
		1,000ピコグラム

## 備考

1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

	改正前	
ペン	0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき	
	0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき	
	0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき	
	0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき	
	0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	セレンとして0.01ミリ	きセレンとして150ミ
	グラム	リグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	ほう素として1ミリグ	きほう素として4,000
	ラム	ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつき	土壌1キログラムにつ
	ふっ素として0.8ミリ	きふっ素として4,000
	グラム	ミリグラム
(追加)		
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダ
		イオキシン類として
		1,000ピコグラム

# 備考

1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壌の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

- 2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境 基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるも のとする。
- 3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質 ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒(ひ)素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)

(2) ダイオキシン類

環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法

4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8 一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

### 別表第16(第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

地下がり行出 本事は、 いにため、	0 - 40 / / 00
特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとし
	て0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐 (りん) 化合物 (パラチ	検出されないこと。
オン、メチルパラチオン、メチ	
ルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミ
	リグラム

改正前

- 2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壌の汚染に係る環境 基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるも のとする。
- 3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質 ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒(ひ)素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壌含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)

(2) ダイオキシン類

環境庁告示第68号に定める土壌の測定の方法

4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8 一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

# 別表第16(第74条関係)

地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウムとし
	て0.003ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐(りん)化合物(パラチ	検出されないこと。
オン、メチルパラチオン、メチ	
ルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.01ミ
	リグラム

	改正後
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロムと
	て0.05ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1リットルにつき砒(ひ)素とし
	0.01ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の	の1 リットルにつき水銀とし
水銀化合物	0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラ。
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラ
1、1一ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシスー1,2ージ
	ロロエチレン及びトランスー1,2
	ジクロロエチレンの合計量0.04
	リグラム
1、1、1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラ
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラ
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラ
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとし
	0.01ミリグラム

改正前		
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとし	
	て0.05ミリグラム	
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素として	
	0.01ミリグラム	
水銀及びアルキル水銀その他の	1 リットルにつき水銀として	
水銀化合物	0. 0005ミリグラム	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
РСВ	検出されないこと。	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム	
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム	
1、2-ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム	
1、1一ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.1ミリグラム	
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシスー1,2ージク	
	ロロエチレン及びトランスー1,2-	
	ジクロロエチレンの合計量0.04ミ	
	リグラム	
1、1、1―トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム	
1、1、2-トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム	
1、3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして	
	0.01ミリグラム	

д.	女正後
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1
	ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8
	ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及
物、亜硝酸化合物及び硝酸化合	び硝酸性窒素の合計量10ミリグラ
物(し尿その他生活に起因する	厶
下水、家畜排せつ物及び肥料の	
施用に係るものを除く。以下こ	
の別表において同じ。)	
クロロエチレン(別名塩化ビニ	1 リットルにつき0.002ミリグラム
ル又は塩化ビニルモノマー)	
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム
<del></del>	

#### 備考

- 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により 地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方 法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法
  - (2) シアン化合物

規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に

C)	(上前
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として1
	ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として0.8
	ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及
物、亜硝酸化合物及び硝酸化合	び硝酸性窒素の合計量10ミリグラ
物(し尿その他生活に起因する	厶
下水、家畜排せつ物及び肥料の	
施用に係るものを除く。以下こ	
の別表において同じ。)	
塩化ビニルモノマー	1 リットルにつき0.002ミリグラム
1,4-ジオキサン	1 リットルにつき0.05ミリグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム

747 24

#### 備考

- 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により 地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方 法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2、3、7、8 一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- 3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法
  - (2) シアン化合物

規格 K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格 K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格 K 0102の38.1.2及び38.5に

定める方法

(3) 有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メ チルジメトン及びEPNに限る。)

環境庁告示第64号付表1に掲げる方法

- (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法
- (5) 六価クロム化合物

規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)

- (6) 砒(ひ)素及びその化合物 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
- (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
- (9) PCB 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
- (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1、2-ジクロロエタン

改正前

定める方法

(3) 有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メ チルジメトン及びEPNに限る。)

環境庁告示第64号付表1に掲げる方法

- (4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法
- (5) 六価クロム化合物

規格K0102の65.2に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)

- (6) 砒(ひ)素及びその化合物 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
- (8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法
- (9) PCB 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
- (10) トリクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (13) 四塩化炭素 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1、2-ジクロロエタン

規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

- (15) 1、1一ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (16) 1,2-ジクロロエチレン シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方 法、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定め る方法
- (17) 1、1、1ートリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1、1、2-トリクロロエタン規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1、3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
- (20) チウラム環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法
- (21) シマジン 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の 34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及び

改正前

規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法

- (15) 1、1一ジクロロエチレン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (16) 1,2-ジクロロエチレン シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方 法、トランス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定め る方法
- (17) 1、1、1ートリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1、1、2-トリクロロエタン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1、3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
- (20) チウラム 環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法
- (21) シマジン 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (23) ベンゼン規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (24) セレン及びその化合物 規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
- (25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
- (26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の 34.1 c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及び

イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化 合物

亜硝酸化合物にあっては規格K0102の43.1に定める方法により 測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸 性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格K0102の 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により測定され た硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を 測定する方法

- (28) <u>クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u> 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告 示第10号)付表に掲げる方法
- (29) 1,4-ジオキサン 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (30) ダイオキシン類 規格K0312に定める方法

改正前

イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化 合物

亜硝酸化合物にあっては規格 K0102の43.1に定める方法により 測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸 性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては規格 K0102の 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により測定され た硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を 測定する方法

(28) 塩化ビニルモノマー

地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告 示第10号)付表に掲げる方法

- (29) 1,4-ジオキサン 環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
- (30) ダイオキシン類 規格K0312に定める方法